

# 「かながわ旅割クーポン加盟店」への 参画のご案内



## かながわ旅割 クーポン

募集期間

令和4年 **5月13日**(金) まで

クーポン利用期間

令和4年 **5月31日**(火) **23時59分** まで

※ 令和4年5月31日(火)宿泊の場合は、6月1日(水)23:59まで

地域観光事業支援  
(宿泊・周遊代金割引)



神奈川県観光消費喚起  
(クーポン付与)

## かながわ旅割クーポン担当事務局

**受付時間: 10:00~18:00**

コールセンターTEL: 050-3538-3952

クーポン加盟店舗専用ウェブページ:

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=web-page-entry&spot=411015&sbox=none>



4/6(水)よりかながわ旅割が開始となりました  
つきましては、かながわ旅割クーポン利用の促進を図る為、  
加盟店舗を追加募集いたします。

## ●かながわ旅割「クーポン」とは

かながわ旅割では、旅行代金割引と連動して消費を喚起することを通じ、地域の観光施設や土産物店などを支援するため、旅行にあわせて神奈川県内で利用できるクーポンを付与します。

region PAY  
(親アプリ)

かながわ旅割クーポン  
(ミニアプリ)



【かながわ旅割クーポンとは】  
region PAY (※) のアプリを活用し、  
旅行期間内（宿泊プランの場合は  
チェックアウト日まで）に加盟店舗の  
みで使えるキャッシュレスポイント。

※region PAY (リージョンペイ)  
→各自治体の消費活動に寄与できる独  
自ポイントを付与・使用するために開  
発された決済用アプリ。

【クーポン加盟店舗（管理者）】  
WEBブラウザから管理画面へアクセス、  
管理機能が利用可能

【クーポン利用者（旅行者）】  
付与されたクーポン（QRコード）を  
アプリで読み取って決済を行う事が可能



登録後の流れ等、詳細はこちらをご覧ください。

かながわ旅割事務局YouTubeチャンネル

<https://youtu.be/D-vbZTTkTeA>



## ●クーポン付与額

旅行代金に応じて、以下の額のクーポンが宿泊施設などから利用者に付与されます。

**実施期間** 第1期：令和4年 **4月6日**(水) ~ 令和4年 **4月28日**(木)

第2期：令和4年 **5月9日**(月) ~ 令和4年 **5月31日**(火)

| 旅行代金 (税込)<br>1人・1泊当たり | 宿泊プラン/日帰り周遊プラン<br>割引金額 (税込) | クーポン付与額 |
|-----------------------|-----------------------------|---------|
| 10,000円～              | 5,000円                      | 2,000円  |
| 6,000円～9,999円         | 3,000円                      | 2,000円  |
| 3,000円～5,999円         | 1,500円                      | 1,000円  |

- ※1 宿泊の場合はチェックアウト日である令和4年4月29日（金）  
及び令和4年6月1日（水）も利用可能
- ※2 税金は消費税、入湯税を含む
- ※3 手配旅行の場合、取扱料金を含めた金額を割引前料金の基準とする
- ※4 日帰り周遊プランの場合は1人当たりの旅行代金
- ※5 OTA経由の予約についてはクーポン発行におけるルールが異なります。

### 例1) ※旅行代金 (大人) 9,000円×2名と 旅行代金 (小人) 4,500円×2名の場合

旅行代金割引

→ (大人) 9,000円-3,000円=6,000円(×2名)  
(小人) 4,500円-1,500円=3,000円(×2名)  
合計：18,000円

かながわ旅割クーポン付与

→ (大人) 2,000円×2名  
(小人) 1,000円×2名  
合計：6,000円分のクーポンを付与

実質**12,000円**  
の負担でOK

### 例2) ※旅行代金 (大人) 20,000円×1名の場合

旅行代金割引

→ (大人) 20,000円-5,000円=15,000円

かながわ旅割クーポン付与

→ (大人) 2,000円×1名  
合計：2,000円分のクーポンを付与

実質**13,000円**  
の負担でOK

# ●かながわ旅割クーポン 利用可能店舗にご参画頂くメリット

本事業期間中、利用者の方へは1,000円～2,000円のクーポンが配布されます。使用は旅行期間中に限られるため、観光地・飲食店関連店舗での利用増加が見込まれています。

尚、今回の利用方法が以下の2種類となります。

- ・MPM方式：発行されるQRコードを店舗に掲載し、  
利用者にスマートフォンで読み取ってもらう決済方法
- ・CPM方式：利用者が紙で持参するQRコードを、店舗側で用意した  
スマートフォン・タブレットで読み込む決済方法

## 【M P M方式の流れ】





# 【CPM方式の流れ】

## かながわ旅割クーポン 紙クーポンでの決済



### 利用 者

※スマートフォンなどをお持ちでない方については、紙クーポンのままで決済可能です。

クーポン利用者がQRコードを提示して  
決済を行う場合（CPM方式）

### クーポン加盟店舗



- ・かながわ旅割クーポン管理画面操作
- ・利用者持参の紙クーポンのQRコードを読み込み
- ・金額入力
- ・決済確認画面提示

### 1 クーポン利用申し出

かながわ旅割クーポンの  
紙クーポンで決済したい  
旨をお申し出



### QRコードが読み取れない場合

こちらのチャージコード（20桁）を  
ご入力いただければ決済が可能  
となります。

こちらは利用者のアプリダウンロード用のQRコードのため、加盟店舗様が読み込む事は有りません。

### 2 管理画面にログイン

店舗側の端末にてregion PAY管理画面にログインし、QRコードリーダーで読み込む



←スマートフォンやタブレットの既存のQRコードリーダーを使用して下さい



### 3 取引金額を入力

店舗側で利用者のクーポン残高を確認し、取引金額を入力



### 4 確認画面提示

必ず利用者へこの画面を  
見せて金額を確認して下さい。



### 5 決済完了



MPM方式のみでのご参画も可能ですが、高齢者などスマートフォン・タブレットでのクーポン利用が難しい方はCPM方式でのみ利用可能となりますので、可能な限りMPM方式・CPM方式両方でのご参画をお勧めいたします。

# ●クーポン加盟店の参加資格

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける神奈川県内観光関連事業者に関する詳細は下記（１）及び（２）を参照

## （１）該当する事業者

本事業のクーポン加盟店舗は①～③のいずれも満たす事を要件とする。

- ①神奈川県「感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム」を実施していること。
- ②「感染防止対策取組書」・「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を提示していること。
- ③飲食を提供する事業者（部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く）にあつては、マスク飲食実施店認証済（認証申請中の事業者も含む）であること。

| 業種             | 例示                                                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 飲食店            | レストラン、喫茶、ファーストフード、居酒屋、フードコートなど                                              |
| 小売店            | 道の駅、サービスエリアの売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店など<br>※イトインが併設の場合、クーポン利用を持ち帰りに限る    |
| 鉄道             | 鉄道、路線バス、空港リムジンバスなど                                                          |
| 海上運送           | 観光船、遊覧船など                                                                   |
| 航空運送           | 遊覧飛行など                                                                      |
| レンタカー          | レンタカーなど                                                                     |
| 観光施設           | テーマパーク、遊園地、動物園、水族館、温泉施設、観光農園、キャンプ場など                                        |
| 体験型アクティビティ     | 乗馬、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル、陶芸など                                     |
| スポーツ観戦         | 野球、サッカー、ラグビーなど                                                              |
| 劇場、観覧場、映画館、演劇場 | 伝統芸能公演など                                                                    |
| 文化施設           | 美術館、博物館など                                                                   |
| タクシー           | タクシー、ハイヤーなど                                                                 |
| 旅館・ホテル・旅行事業者   | 宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代など<br>※かながわ旅割の対象となっている旅行代金及び宿泊代金自体に関する支払いは除く |

## （２）対象外の事業者

- ① 日常使いとなり得る業態の店舗  
（コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場など）  
※一部の業態（コンビニ、遊興施設、フィットネス、スポーツ場など）は宿泊施設内の店舗ならば対象
- ② 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む店舗  
（例：キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス など）
- ③ 国及び地方自治体が直接管理・運営する施設
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員としてまたは実質的に経営に関与している事業者
- ⑥ 自己もしくは自己の関係者の利益を図り、または特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用している事業者
- ⑦ 暴力団または暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑧ 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑨ その他、本事業の目的に照らして不適当と事務局が判断する事業者